

平成 2 8 年 1 1 月 議 会 関 係 要 求 資 料

名 古 屋 港 管 理 組 合

# 目 次

	頁
1 第2貯木場埋立地における仮契約解除の経緯	1
2 第2貯木場埋立地における仮契約書の内容	2

所管委員会  
港営建設委員会 1、2

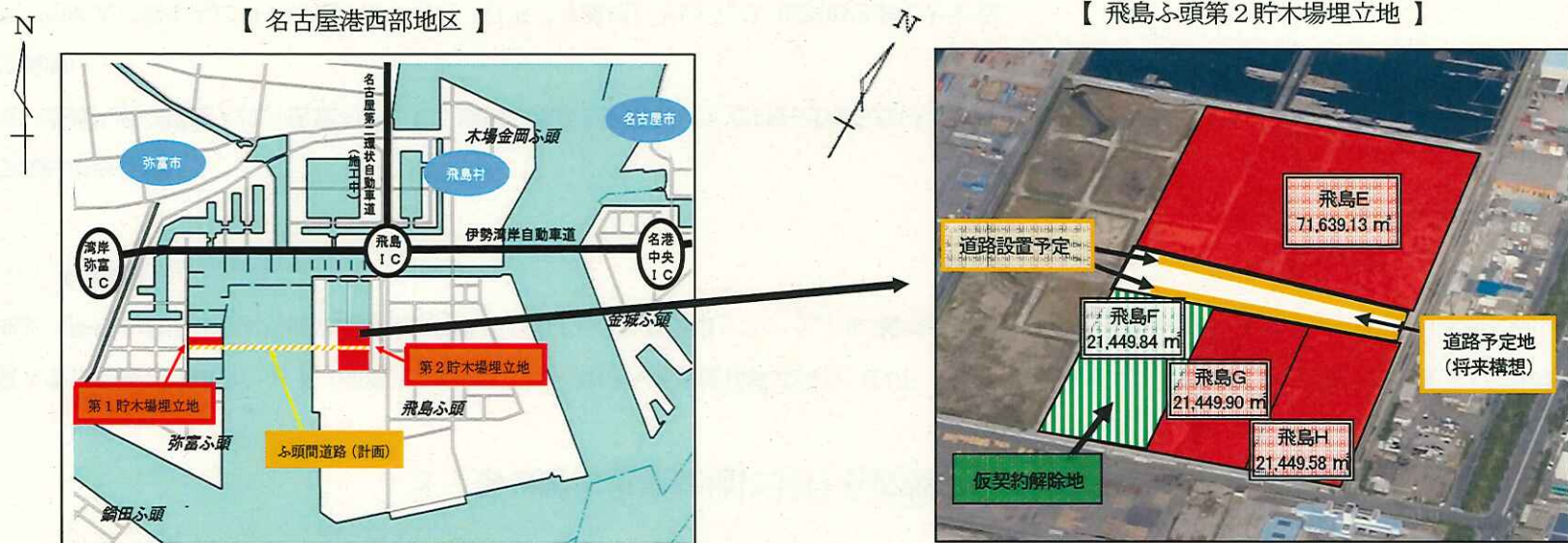
# 1 第2貯木場埋立地における仮契約解除の経緯

本組合は、平成27年11月より弥富ふ頭第1貯木場埋立地約7haと飛島ふ頭第2貯木場埋立地約13haの全8区画について分譲公募を行った。募集期間中、弥富ふ頭は2社から、飛島ふ頭は1社から申込があり、平成28年2月に「埋立造成地の譲渡に係る企業等選定委員会」において審査・選考を行い、その結果、弥富ふ頭第1貯木場埋立地については、申込者2社が競合したためそのうち1社（約3ha）を、飛島ふ頭第2貯木場埋立地については申込者1社（約2ha）を、それぞれ分譲予定者に決定した。（3月16日に仮契約を締結）

その後、平成28年3月定例会において重要な資産の処分に伴う収入予算（2件分：24億3,523万円）の議決を得て、分筆測量による面積確定の上、8月中に本契約（以下「譲渡契約」という。）を締結する予定となっていた。

こうした中、飛島ふ頭第2貯木場埋立地の分譲予定者より、本組合に対して8月4日付で仮契約に基づく譲渡契約を締結しない旨の意思表示があったが、本件意思表示は、同社の債務不履行となるため、本組合は、9月23日付で仮契約を解除した。

これに伴い、平成28年度当初予算として計上していた当該地分譲収入にあたる10億3,550万円を減額補正するため、補正予算（案）を11月定例会において上程する。



※面積は分筆測量後の数値

## 2 第2貯木場埋立地における仮契約書の内容

売渡人名古屋港管理組合（以下「売渡人」という。）と買受人東海協和株式会社（以下「買受人」という。）とは、「名古屋港弥富ふ頭第1貯木場埋立地及び飛島ふ頭第2貯木場埋立地分譲公募要項」（以下「公募要項」という。）に基づき、次のとおり土地譲渡に係る仮契約（以下「本仮契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売渡人及び買受人は、信義を重んじ、誠実に本仮契約を履行しなければならない。

（分譲地）

第2条 売渡人が買受人に対して売り払う土地（以下「分譲地」という。）は次のとおりとする。

所 在（※1）	区 画	分譲面積（※2）
愛知県海部郡飛島村 西浜28番の一部及び30番の一部	飛島F	約21,800㎡

※1：名古屋法務局津島支局へ分筆登記後の地番を採用する。

※2：名古屋法務局津島支局へ分筆登記後の地積を採用する。

（名古屋港管理組合議会への付議）

第3条 売渡人は、本仮契約締結後、分譲地の売払いにあたり、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条第2項及び名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋港管理組合条例第12号）第3条の定めるところにより、名古屋港管理組合議会に付議するものとする。

（譲渡契約）

第4条 売渡人及び買受人は、前条の議会付議案件について名古屋港管理組合議会において議決され、かつ、その後の分筆測量登記により分譲地の面積が確定したときには、速やかに分譲地に関する譲渡契約（以下「譲渡契約」という。）を締結するものとする。

2 譲渡契約には、公募要項に定める売渡人及び買受人の権利及び義務について規定するものとする。

(仮契約の解除)

第5条 売渡人は、買受人が公募要項に定める条件等に違反することが判明した場合には、催告を要せず本仮契約を解除し、譲渡契約を締結しないことができる。

2 売渡人は、買受人が次のいずれかに該当するときは、本仮契約を解除し、譲渡契約を締結しないものとする。

(1) 号から、(7) 号に、法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と関係を有する場合を規定

3 売渡人は、前2項の規定により本仮契約を解除したときは、これによって生じた損害の賠償を買受人に請求することができる。

4 売渡人は、第1項又は第2項の規定により本仮契約を解除したことにより、買受人に損害が生じても、その責を負わないものとする。

5 売渡人は、平成28年3月31日までに名古屋港管理組合議会において議決されない場合、本仮契約を解除し、譲渡契約を締結しないものとする。ただし、買受人は、売渡人に対しこれによって生じた損害の賠償を請求することができない。

6 買受人が買受人の事情により第4条の規定に基づく譲渡契約を締結しない場合は、売渡人は、本仮契約を解除できるものとする。

(管轄裁判所)

第6条 本仮契約に関する訴えは、名古屋地方裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第7条 本仮契約に関し疑義を生じた事項又は本仮契約に定めのない事項については、売渡人及び買受人の双方が協議して定めるものとする。

本仮契約の締結を証するため、本仮契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月16日

売渡人 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

買受人 愛知県名古屋市港区入船一丁目1番20号

東海協和株式会社

代表取締役社長 小山 登司 雄

